

# 「地方分権改革の推進に向けた 研究会」

## 報 告 書

令和 2 年 10 月

全国知事会地方分権推進特別委員会

地方分権改革の推進に向けた研究会



— 目 次 —

I	はじめに	1
II	基本的方向	
1	これまでの改革の成果と現状	2
2	現状認識を踏まえた課題と目指すべき方向	3
III	具体的方向	
1	自治立法権の拡充・強化	4
2	計画策定に関する規定の見直し	6
3	国の政策決定プロセスへの地方の参画	8
4	国と地方のパートナーシップの強化	9
5	地方税財政の充実・強化	11
IV	おわりに	13



## I はじめに

人口減少社会の本格的な到来や地域経済の縮小、頻発する自然災害など、国・地方を通じて様々な課題に直面する中で、各地方自治体はそれぞれの地域の実情に応じて、これらの課題への対応に日々取り組んでいる。

そうした中、新型コロナウイルス感染症は、世界中で猛威を振るい、我が国における感染者も累計9万人を超えるとともに、令和2年4～6月期の実質GDPもマイナス28.1%と戦後最大のマイナス成長を記録するなど、日本経済にも深刻な影響を与えている。

このような状況下において、新型コロナウイルス感染症対策の最前線に立つ都道府県は、全国知事会として累次にわたって国と緊密かつ率直な意見交換を行うとともに、互いに協調して感染拡大防止や経済対策に取り組むなど、国との連携を保ちながら、各都道府県がそれぞれの感染状況に応じた臨機応変な対策を実施してきた。

こうした動きにより、四半世紀を超える地方分権改革の歴史の中においても、かつてないほどに、都道府県が果たす役割の重要性に大きな注目が集まっている。

また、従前より、地方自治に対する国の立法のあり方については様々な議論がなされてきたが、今般の新型コロナウイルス感染症対策においても、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づく協力要請の対象施設が国の通知により限定されているなど、国の地方に対する関与について様々な課題が指摘されており、地方自治体が住民から求められる役割を果たす上での立法措置のあり方を見直す必要性を改めて浮き彫りにしている。

加えて、地域経済の再生や人口減少社会への対応などの歳出圧力が高まる中で、住民から求められる役割を都道府県が引き続き果たすためには、地方税財源の充実・強化が前提条件となるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、税収減をはじめとした地方財政への多大なる影響が懸念され、その影響はリーマンショック時を上回り、長期化することも予測される。

本研究会では、令和元年6月及び11月に開催された全国知事会議における議論を踏まえ、自治立法権の拡充・強化や国と地方の新たなパートナーシップの実現を主な検討テーマとし、今後の地方分権改革が目指すべき方向を展望した。そうした中、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大したことから、その経験の中で浮き彫りとなった、国の地方に対する関与のあり方や国と地方の緊密な連携といった論点にも焦点を当て、議論を展開した。

我が国の各地域で、それぞれの地域の実情に応じて住民自ら活力ある地域社会を創る地方創生を実現するためにも、未だ途上にある地方分権改革を更に前進させるべく、各地方自治体や全国知事会をはじめとする地方六団体には絶え間ない努力が求められる。

## **Ⅱ 基本的方向**

### **1 これまでの改革の成果と現状**

平成5年6月に、衆参両院において憲政史上初めてとなる地方分権の推進に関する決議が行われ、我が国において地方分権の積極的な推進を図る新たな時代が幕を開けた。

第1次地方分権改革では、平成7年に成立した地方分権推進法に基づく地方分権推進委員会の勧告事項を中心に、機関委任事務制度の廃止とそれに伴う自治事務・法定受託事務の区分の創設、国の地方に対する関与を限定した上でその法定主義を明記するなど、国と地方の事務の区別を明確にした上で、国の地方に対する関与をルール化する改革が行われた。また、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、法定外目的税が創設された。

その後、三位一体の改革を経て、第2次地方分権改革においては、平成18年に成立した地方分権改革推進法に基づく地方分権改革推進委員会の勧告を受け、多くの権限移譲や義務付け・枠付けの見直しなどが実現した。

また、「国と地方の協議の場」や提案募集方式など、地方の声を国の制度や施策に反映する制度も導入され、地方分権改革推進委員会による勧告や、地方分権改革有識者会

議による審議を受け、第10次にまで至る一括法が成立している。

こうした一連の改革は、国と地方の関係を「上下・主従」の関係から、「対等・協力」の関係へと変え、地方自治体の自主性・自立性を高める方向で推進されてきたものと言える。

しかし、一般に法令の規律密度が高い上、「従うべき基準」をはじめとして、制度の細かな運用の部分まで国の法令が関与するなど、地方が自ら意思決定するための自治立法権を十分に行使できない現状も依然として存在し続けている。

また、地方税財政についても、各地方公共団体は、法定外税も活用しながら財源確保に取り組んでいるところであるが、三位一体の改革において、国庫補助負担金の改革や税源移譲と併せて行われた地方交付税の大幅な削減などの影響もあり、地方税財源の充実・強化は十分になされているとは言い難い。

加えて、近年は、法令で明確に義務付けてはいないものの、「努力義務」又は「任意」によって地方自治体に計画等の策定を促し、場合によっては国庫補助金などの財政的なインセンティブを絡めることにより、国が地方を誘導しようとする手法が増加傾向にあり、計画策定等の負担が重くなっていることもあることから、地方側からその見直しを求める声が高まっている。

## **2 現状認識を踏まえた課題と目指すべき方向**

東京一極集中の是正は、我が国において長らく課題として指摘されてきたが、この度の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、ポストコロナの時代を見据えた、「多核連携による分散型国土の形成」の重要性が再認識された。

また、各地方自治体は、その果たすべき責務として、人口減少社会の本格的な到来などに伴う様々な課題解決や、我が国を取り巻く国際情勢の変化、AI・IoTなどをはじめとした情報通信技術の進化、相次ぐ大規模災害などに対応するとともに、地域の実情を踏まえた住民サービスの向上につながる行政のデジタル化を、国と連携して進めていか

なければならない。

加えて、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進が求められており、国・地方を通じた課題として受け止められる中、地域の多様性の維持・発展が一層重要となっている。それは、また、イノベーションを生むとともに自然災害に対するレジリエンス（回復力）を高め、国際競争力の高い国家の実現にもつながる。そのためには、個性豊かな地域がそれぞれの地域のことは地域で決定し、地域の実情に応じた施策を実施できるよう、地方分権を更に推進し、国・地方を通じて有効かつ効率的な行政体系を構築することが不可欠であるとともに、各地方自治体が引き続き責任と覚悟を持って地方自治に取り組むことが必要である。

さらに、地域の実情に合った施策の実施を可能とするためには、国の政策決定プロセスに地方が参画する仕組みをより一層充実させることが必要であり、地方の声を国政に反映させた制度構築を目指すとともに、これまでの改革の中で培われてきた国と地方の連携をより一層強化していくことが必要となる。

これらの方向は、地方税財源の充実・強化を伴わない限り達成しえない。そのため、年度・団体ごとの地方一般財源の充実・確保は当然であるが、国と地方の税収割合と歳出割合の乖離の縮小をはじめとした、これまでの改革において示されてきた方策に加え、今回の新型コロナウイルス感染症対策における経過に鑑みれば、地方は住民のための自治の実行に責任を持ち、国はそれを支援する役割を担い必要な財源を確保する責任を持つという大きな方向性の下、新たな時代における地方自治の姿を見据えた地方税財政制度を構築していく必要がある。

### **Ⅲ 具体的方向**

#### **1 自治立法権の拡充・強化**

##### **（1）現 状**

地域の自主性を著しく制限する「従うべき基準」については、例えば、福祉分野においては 105 項目にわたる規定が存在し、全国知事会等が行ったアンケート結果において



も、「従うべき基準」による支障事例を多くの地方自治体の実感し、抜本的な見直しを求める声がある。

また、地方が前面に立って責任を負わなければならない災害対応においても、地域資源を有効に活用した被災者支援が十分に行えないなど、地域の実情に合った制度運用が困難な場合などがある。

加えて、新型コロナウイルス感染症対策においても、特措法に基づく協力要請や施設の使用制限等に係る要請・指示は都道府県知事の権限であるにもかかわらず、協力要請の対象施設が国の通知により限定されていたり、法令に基づかず国への事前協議が求められるなど、国の地方に対する関与等について課題が指摘されており、こうした点は、特措法に基づく国の総合調整権との関係に留意しつつも、見直しが求められるところである。

このように、法令の規律密度が高いこと等に起因して、制度創設から7年目を迎えた提案募集方式においても毎年多くの提案が行われており、地域の実情に応じた施策を実施することが困難な現状が未だ存続していることを示している。

さらに、既に一部の法令では、条例で独自基準等を定めることができるものもあり、また、新型コロナウイルス感染症対策も含め、独自条例を制定し、地域課題の解決や独自のまちづくりなどに取り組む地方自治体も存在している。

## (2) 目指すべき方向

人口減少や少子高齢化の進展に伴い、地域の置かれる状況や課題の多様化がこれまでも増して進むとともに、地方自治体の職員の減少も見込まれる中にあることは、地域の実情に合った施策の実施が可能となるよう、今後の地域社会を支えるような法令体系へ転換していくことが必要である。

そのためには、過剰過密な法令を見直し、国が制度の基本的な部分は定めつつ、施策実施の具体的な手法や基準などの詳細は地方自治体が条例で定めるなど、立法における分権を進め、自治立法権の拡充・強化を図る必要がある。

地方自治法には、「国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない」（地方自治法第2条第13項（抜粋））などの規定もあり、こうした理念の下、提案募集方式の活用や国と地方の対話などを通じて、義務付け・枠付けの緩和、法令の統廃合や簡素化、規律自体の削減など、法令の規律密度の緩和を引き続き国に求めていく必要がある。

特に、国が地方の自主性を著しく制限する「従うべき基準」は、横断的に見直しを行い、原則として「参酌基準化」することなどによって、多様な地域の実情に応じたルールづくりの役割を地方自治体に委ねていくべきである。

また、義務付け・枠付けの緩和等が実現した場合であっても、財政的な措置が不十分であれば、補助金等を通じて実質的に国に縛られたり、法令の規律密度の緩和が財源保障を弱めてしまう懸念もあるため、地方自治体が自主的な判断に基づき、地域の実情に応じた施策を実施できるよう、適切な財源保障が必要である。

加えて、地方自治体には、地域の実情を踏まえた迅速な対応が求められる事案に対し、条例制定をはじめとする自治立法権を積極的に行使することが引き続き求められる。

## **2 計画策定に関する規定の見直し**

### **(1) 現 状**

地方自治における計画等の策定は、地域の課題や現状を踏まえ、目指すべき姿や方向、具体的な実行手段などについて、住民と合意形成を行い、地域全体で主体的な取組を進めることができるものであり、地方における行政運営の手法として、住民自治の理念に適う効果的な手法と言える。

しかし現実には、特に国庫補助金の交付に当たっては、補助要綱が細部にわたって規定され、交付の要件として計画等の策定が求められるなど、国の過剰な関与が存在し、その対応に多大な労力を要するといった課題がある。

また、第1次地方分権改革後の平成12年頃から、法令によって地方に計画等の策定

を求める規定が増加し、地方分権改革が始まる直前の 157 件（平成 4 年）から 390 件（令和元年）まで増加した。そのうち約 28%にあたる 109 件が国庫補助金交付等の要件となるなど、財政的なインセンティブを絡めるケースが増加傾向にあり、法令だけでなく、通知等に基づいて計画等の策定を求める事例も存在している。<sup>(注)</sup>

こうした傾向は、第 1 次地方分権改革後に、引き続き国が地方に対する関与を維持しようとして、「努力義務」又は「任意」による計画等の策定を促し、場合によっては財政的なインセンティブを絡めることによって地方を誘導しようとする手法に転換したものと推察される。

## （2）目指すべき方向

本来、地方自治体による計画の策定は、住民参加の下で各地方自治体が主体的に行うべきものであり、前述のような計画策定等に関する現状や課題を国に問題提起する必要がある。

地方自治体による施策の実行が計画的に行われるべきことは当然であるが、国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方自治体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、法令や政策実施の方法などを見直しを求めていくことが必要である。

また、関連する複数の分野においてそれぞれ個別計画を策定するよりも、各計画の政策目的をつなぎ合わせて総合的な計画をつくる方が、効率的かつ複合的な課題の解決には有効であり、趣旨・目的が重複している計画や、時代の変化によって必要性が低下している計画等は、統廃合などを見直しを行っていくべきである。

そうした法令等の見直しと併せて、現在は計画策定等を通じて財政措置を行っている各政策に関して、引き続きその政策目的を達成するためには、どのような財政的担保が求められるか検討していく必要がある。

---

<sup>(注)</sup> 第 2 回研究会資料（別添）参照

### **3 国の政策決定プロセスへの地方の参画**

#### **(1) 現 状**

従前より地方側は、地域の実情に応じた施策の実施を可能とするため、国の政策決定プロセスへの地方の参画を求めてきたところであり、現在では、地方自治法に基づく意見提出権やその前提となる事前情報提供制度、「国と地方の協議の場」などが制度化されている。

その一方で、内閣提出法律案、議員提出法律案を問わず、国による立法によって、地方との事前の十分な調整がないまま、地方自治体の事務は年々増加している。また、計画策定の例に見られるように、事務の執行を直接的には義務付けず、「努力義務」又は「任意」とする立法例が増加しているが、「努力義務」などであっても国の立法として規定されれば自主的な判断を抑制する作用を持たざるをえないという地方の声もある。

そうした中で、平成 26 年から実施されている提案募集方式は、地方の発意に根差した地方分権改革の手法として、土地利用対策や子育て支援の充実といった重要課題に加え、全国一律の制度運用やこれまでの制度所管省庁の考え方では達成されにくかった、地域の実情に合わせたきめ細かな運用改善にも対応してきた。

しかし、放課後児童クラブの人員基準に係る「従うべき基準」の見直しが、提案から 2 年以上を経て実現するなど、提案の実現には多大な時間と労力を要し、一度決定された事務や基準を事後的に見直す手法だけでは限界がある。

#### **(2) 目指すべき方向**

国による関与が存在する事務であっても、地方が責任を持って執行するためには、各地方自治体において十分な準備と事前の調整が必要である。そのためには、事後的な対応ではなく、政策形成段階での対応が必要であり、事務の権限や財源、執行方針などを含め、執行可能な内容・スキームでの制度構築が可能となるよう、国の政策決定プロセスに地方が参画する仕組みを充実させていくことが、今後より重要となる。

その点、全国知事会が国に提言しているように、「国と地方の協議の場」に関して、分野別の分科会を設置すること、地方からの開催申出に応ずる義務や協議結果の遵守義

務を設けることなどによって制度的な充実を図り、国・地方に共通する様々な政策課題に関して、互いに協力して対応できる体制を更に充実させていくべきである。

併せて、地方側は、「国に言うべきことは言っていく」という心構えの下、国への意見提出権などの現行規定を積極的に活用し、実効性を高めていくことも求められる。

また、特に立法プロセスへの参画については、政策の実効性を高めるという観点から、内閣提出法律案だけでなく、議員提出法律案にも求められるものである。しかし実際には、地方との事前の十分な調整がないまま、新たな事務や義務付け・枠付けに係る規定が設けられる場合があるため、内閣提出法律案に関して制度化されている意見提出権やその前提となる事前情報提供制度などのような地方の意見を反映させるための仕組みが求められる。

こうした観点に加えて、地域の実情に合った法令の運用が可能となるよう、政省令の制定や改正時において、実務レベルでも国・地方の協議を行うことも必要である。

## **4 国と地方のパートナーシップの強化**

### **(1) 現 状**

第1次地方分権改革では、国と地方の役割を明確化し、権限と税財源を地方に移譲することで、地方の決定権限を高める方向で進められてきたが、その後の第2次地方分権改革においては、地方版ハローワークや地域公共交通会議のように、国・地方協働型の行政運営により、住民サービスの向上が実現している例も存在する。

また近年は、「国と地方の協議の場」に留まらず、法律に基づかない国と地方の協議を通じて、我が国の直面する課題解決や政策形成について国と地方が意見交換し、調整を行う動きも出てきている。現下の新型コロナウイルス感染症対策においても、国と地方は重ねて協議を行い、感染拡大防止や医療提供体制整備などに取り組んできている。

### **(2) 目指すべき方向**

社会構造が高度化・複雑化し、地域課題が多様化する中では、様々な行政分野を超え、

多様な行政主体がその解決に取り組むことが求められる。そうした中であって、国と地方とは、これまでの改革を経て形成されてきたそれぞれの役割を担いつつも、協働して課題解決に取り組む必要がある。

その点、地方版ハローワークや地域公共交通会議は、専ら国が行っていた労働行政や運輸行政において、地方が参画する仕組みを導入することによって、より効果的なサービスの提供を可能とした代表的な事例と言えよう。このように、国が専ら所管している行政分野における地方との連携をより一層進めていく必要がある。

また、現下の新型コロナウイルス感染症対策において、国と全国知事会が緊密に連携して対策を講じてきたことも踏まえると、国の政策決定に地方の意見を反映していくことの重要性が再認識されたところである。このため、「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設置することをはじめとして、立法の前段階における制度設計や予算編成など幅広い事項に関して、国と地方が率直に意見を交わしながら施策を推進していく、新しい国と地方のパートナーシップのあり方が求められる。

具体的には、社会保障や医療、児童福祉、教育などの各行政分野において、各省庁と地方双方の代表者が議論を行う場を定常的に設け、実質的な議論を行い緊密に連携していくことが重要となる。

特に、国が目下進めようとしている行政のデジタル化については、これまで各地方自治体が地域の実情に応じて取り組んできた施策を損なうことなく行政の効率化が実現されるよう、地方の意見を十分に聴きながら、国と地方が一体となって取組を推進していくことが求められる。

その一方で、現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、各地方自治体に相応の権限や財源が配分され、義務付け・枠付けが見直されたとしても、それを担う人手や専門人材は限られているため、有効な対策を講じていく必要がある。

そのためにも、国・都道府県・市町村間において、人事交流や人材育成、職員同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要であり、人材の効果的な活用という観点から、国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町

村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係等の、多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用する取組を更に推進していくべきである。

## **5 地方税財政の充実・強化**

### **(1) 現 状**

地方税については、従前から指摘されているように、国と地方の税収割合が6対4である一方、歳出割合が4対6と乖離がある現状や、企業構造の変化に伴う地方自治体間の税収格差などの課題がある中で、地方は法定外税の導入にも取り組んできているところである。

他方、国による財政措置の一つである国庫支出金については、約5割を社会保障関係の負担金等が占めている現状である。これまでの改革において、そのあり方や運用に関する多くの見直しが行われてきたところであるが、補助要綱によって使途が細かく規定されるなど、自由度の低い現状がなお存在している。

こうした構造の下で構築されている地方税財政のあり方に関しては、全国知事会をはじめとする首長の連合体などから種々の要請が行われているほか、「国と地方の協議の場」や地方交付税法に基づく意見申出制度など、国と対話を行う制度が設けられている。

なお、高齢化の進展等に伴う社会保障費の増大が続いていることに加え、当面は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、地方税収や地方交付税の原資となる国税収入への多大なる影響や新型コロナウイルス感染症対策に要する大きな財政需要が見込まれる。

### **(2) 目指すべき方向**

住民の安心・安全な生活を引き続き確保するためには、国は、所得の再分配などを行う役割を担う一方、地方は、今後一層増大する介護、医療などをはじめとする住民ニーズを踏まえた行政サービスの適切な提供や、人口減少社会への対応などの取組を積極的に進める必要がある。そのため、個々の地方自治体レベルも含め、地方が安定的に財政

運営を行うために必要となる地方一般財源を確保し、充実させることは、ますます重要になってくる。

また、地方分権を推進する観点から、自主財源である地方税の充実と偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図るとともに、住民に身近な行政サービスを提供する地方の役割に見合った税源配分となるよう、新たな行政需要に対応するための税源の創出にも努めつつ、国と地方の税源配分を5対5とすることを目標として税収割合と歳出割合の乖離を縮小し、自主財源比率を高めていくことが重要である。

さらに、地方分権を確実に進めるために、国の政策が地方税財政に影響を及ぼす場合は、国が確実に財源を補償し、その際には自主財源比率を低下させないように、地方税源の充実を行うことを基本ルールとすべきである。

その際、国税・地方税を通じて、税源の大半が法定税で占められている中ではあるが、社会経済の変化や行政需要の実態等に即して、各地方自治体は課税自主権に基づき超過課税や法定外税などを活用し、必要な財源を自ら確保するための努力を引き続き重ねていくことも重要であり、そのために各地方自治体をサポートする仕組みが求められる。

加えて、偏在性の小さい地方税体系を求めつつも、なお残る地方税収の偏在に対し、地方交付税が持つ財源保障機能と財源調整機能を充実していくことを求めていく必要がある。

さらに、国庫支出金は現在も地方の歳入の一定割合を占めているが、これについても、分野横断的かつ地域の実情に応じて柔軟に活用することがむしろ、効率的・効果的な行財政運営にも資することから、より自由度の高いものへと見直すべきである。

また、中長期的には、「国の政策決定プロセスへの地方の参画」という観点からも、諸外国の制度も参考にしつつ、地方税や地方交付税等に関する制度設計や配分に関して、地方代表の参画の下で政策決定する仕組みを導入する必要がある。

なお、当面は新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税収や地方交付税の原資となる国税収入が危機的な状況に陥ることが予想されるが、新型コロナウイルス感染症



対策をはじめ住民の生活を守る取組を地方自治体がしっかりと行うことができるよう、地方交付税の増額など十分な対策を講じ、地方一般財源総額を確保する必要がある。

#### IV おわりに

本報告書では、これまでの地方分権改革によって得られた成果を前提としつつ、新たに表面化した課題も踏まえ、今後のあるべき地方自治の姿、国と地方の関係性を志向した。

人口減少や少子高齢化の進展に伴い、各地域の置かれる状況がこれまでも増して多様化・複雑化する中では、従前のように、国が細部にわたって制度設計を行い、地方がそれに従って事務を執行するだけの行政体系では限界がある。

そうした中であって、本報告書で示したそれぞれの具体的方向は、菅内閣の基本方針（令和2年9月16日閣議決定）にあるように「活力ある地方を創る」ことにつながるだけでなく、行財政の効率化にも資するものであり、国は、それらの方向の実現に向けた改革を強力に推進していくべきである。

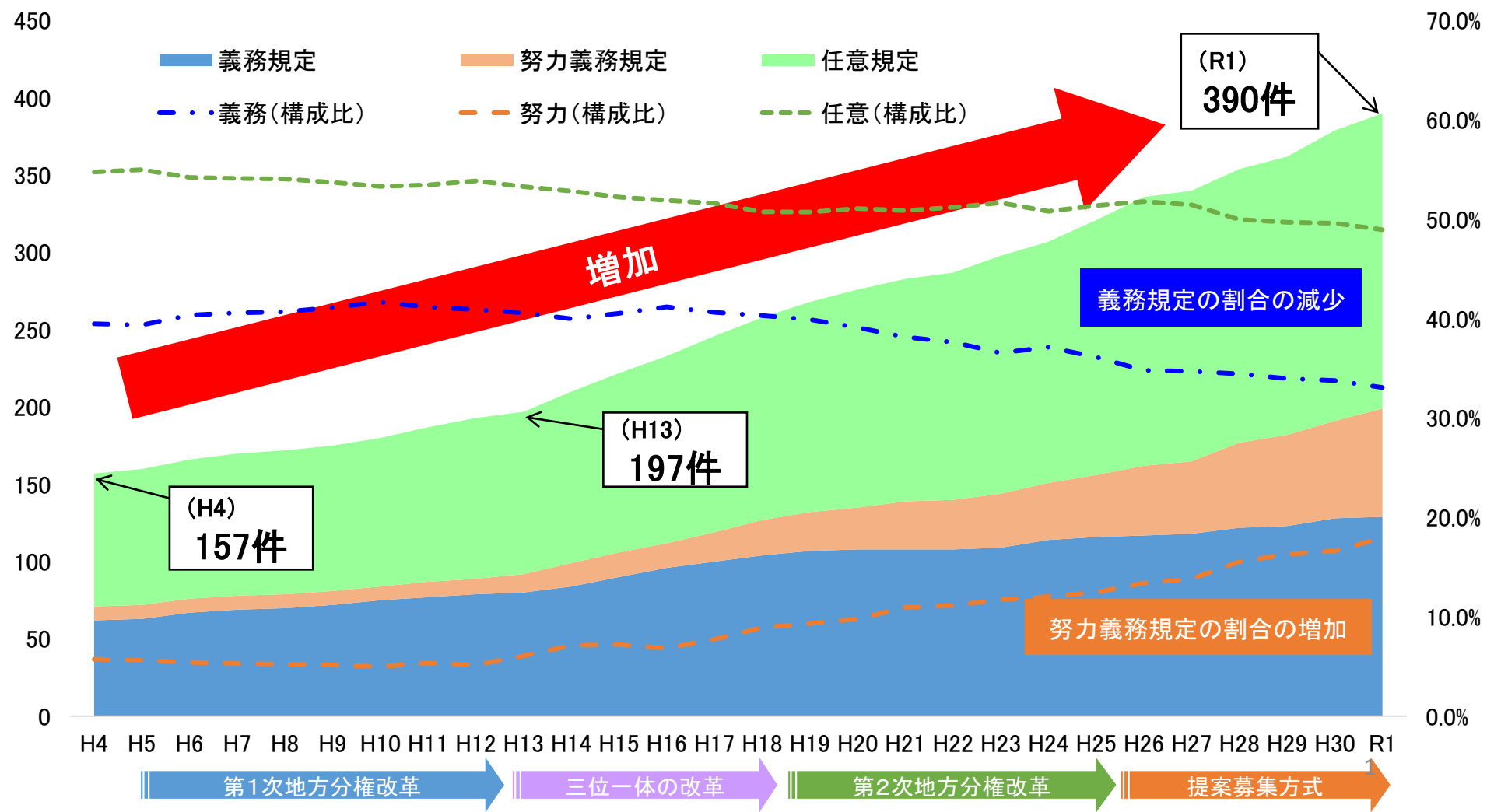
また、地方側としては、これまで度重ねて見直しを訴えてきた「従うべき基準」や、国の過剰な関与である計画策定などに関し、自らもその問題点や各地方自治体における実情についての検討を更に進めながら、国に提言し、改革を促していくことが求められる。

それとの関連で、従来から議論のある条例による「上書き権」の問題に関しては、現行の法体系全体との整合性などを踏まえつつ、地域の実情に応じた施策を地方が実施できるよう、法令の規律密度の緩和による自治立法権の拡充・強化と併せて、引き続き法律と条例の関係についての議論を深めていく必要がある。

また、今回の研究会では十分な議論が出来なかったが、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねていくという基本的な考え方に基づき、国から地方への事務・権限の移譲についても、引き続き取り組んでいく必要がある。

本研究会としては、この報告書で示した方向も含め、四半世紀を超える地方分権改革を新たなステージに推し進めるべく、全国知事会、47 都道府県に留まらず、全国市長会、全国町村会等を含む全国の市町村が、一致団結して「行動する」ことを期待している。

- 263法律において、390件の計画等の策定が規定（H4年の157件から233件増加）  
→策定主体別では、都道府県に293件、市町村に211件の計画策定等の規定が存在
  - H10年代以降、計画策定等の規定が増加（H13年比で約2倍）
  - 近年、「義務規定」の割合が減少するとともに、「努力義務規定」の割合が増加傾向
- ※事務局調べ

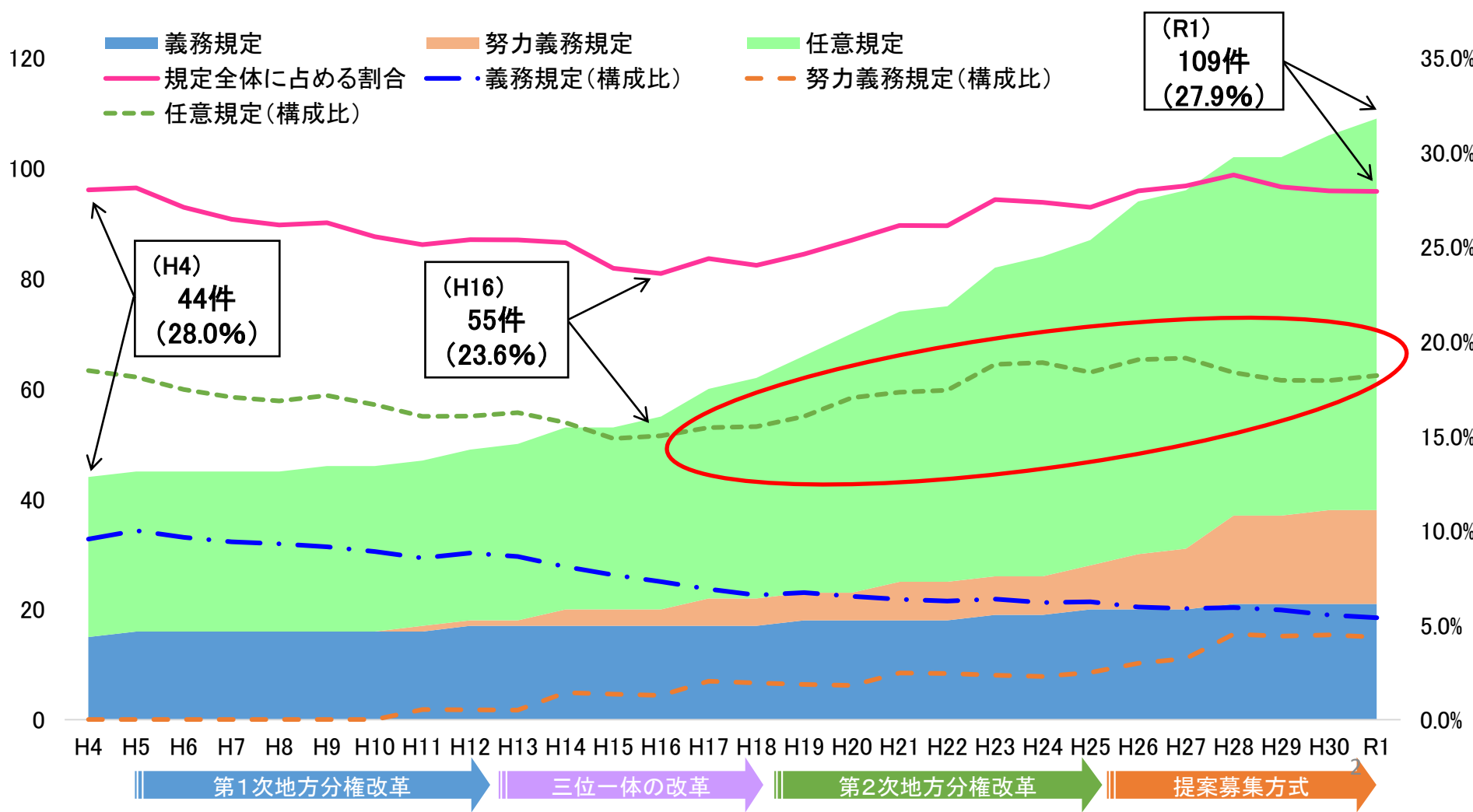


# 計画策定等の現状②（財政的インセンティブが措置されている計画等）

○ 390件の計画等のうち、約28%（109件）の計画等が、国庫補助金等交付や地方債発行等にかかる要件とされている  
 →策定主体別では、都道府県が70件、市町村が78件

○ 近年、「任意規定」におけるインセンティブが増加傾向。

※事務局調べ



## 地方分権改革の推進に向けた研究会 委員名簿

### 〈学識経験者〉

	氏 名	現 職
(座長)	小早川 光郎	成蹊大学法科大学院教授
(座長代理)	大石 眞	京都大学名誉教授
	青木 宗明	神奈川大学経営学部教授
	磯崎 初仁	中央大学法学部教授
	勢一 智子	西南学院大学法学部教授
	谷 隆徳	日本経済新聞社編集委員
	沼尾 波子	東洋大学国際学部教授

### 〈関係知事〉

	氏 名	現 職
	平井 伸治	鳥取県知事 (地方分権推進特別委員会委員長)
	阿部 守一	長野県知事
	村井 嘉浩	宮城県知事
	湯崎 英彦	広島県知事

(敬称略)

## 地方分権改革の推進に向けた研究会 開催実績

### 第1回：令和元年12月17日（火）

- ・ 座長選任、座長代理指名
- ・ 意見交換（現状や課題、今後の進め方等について）

### 第2回：令和2年2月19日（水）

- ・ 自治立法権の拡充・強化による地方分権の確立

### 第3回：令和2年7月27日（月）

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた課題
- ・ 国と地方のパートナーシップ

### 第4回：令和2年8月28日（金）

- ・ 地方税財政
- ・ 取りまとめに向けた論点整理

### 第5回：令和2年10月12日（月）

- ・ 報告書（案）について